

市の国民保護計画を策定

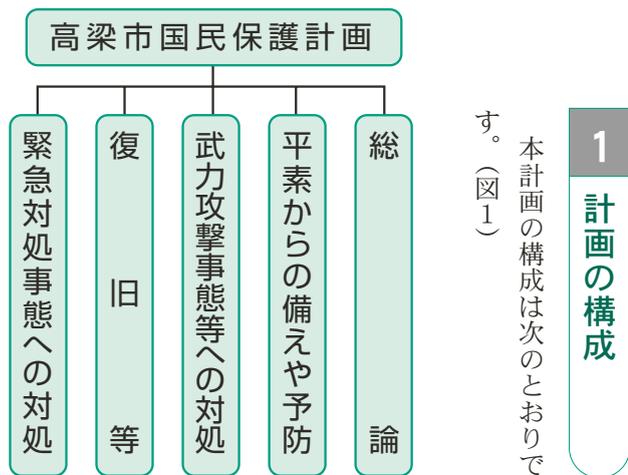


平成16年9月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行されました。これは日本に対する外部からの武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体および財産を保護することを目的とした法律で、これを受けて各都道府県および市町村は国民保護計画を定めることとなっています。

国民保護法や平成17年3月に定められた「国民の保護に関する基本指針」により、県は平成18年3月に「岡山県国民保護計画」を策定。市も「高梁市国民保護計画」を策定しました。

今月号では、この計画の概要についてお知らせします。

【図1】 構成図



1 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。（図1）

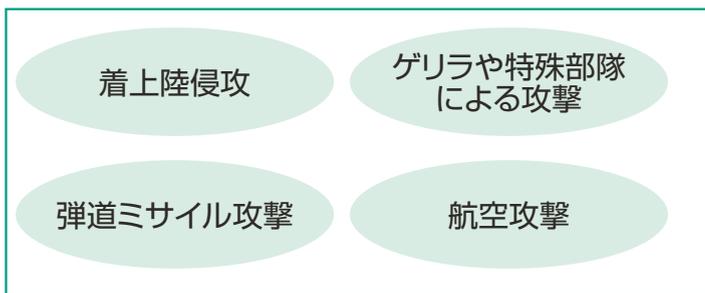
2 想定している事態

本計画で想定している武力攻撃事態および緊急対処事態は、下記の事態を対象としています。（図2、表1）

3 計画の概要

国民保護に係る市の組織・体制および関係機関との連携体制を定めるとともに、「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」を3つの柱とする市の役割をまとめています。

【図2】 想定している武力攻撃事態



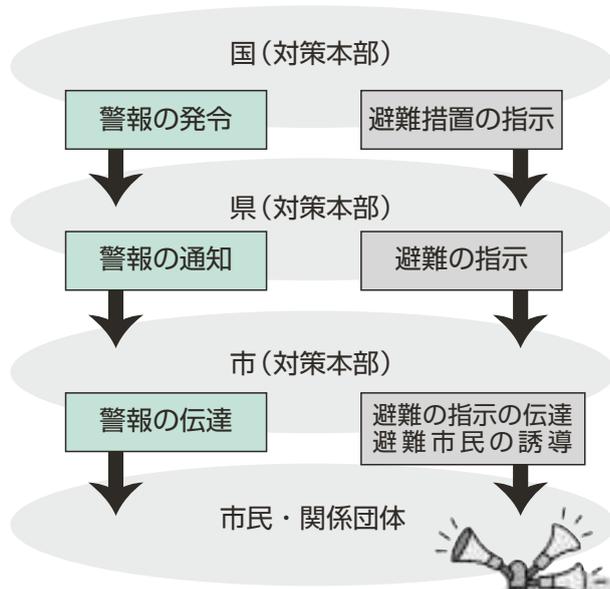
国民保護計画とは

万一の武力攻撃や大規模テロが発生した場合に、国民の生命、身体および財産を保護し、国民生活や経済におよぼす影響が最小となるように、地方公共団体が国民保護のために実施する措置について、必要事項を定めたものです。

【表1】 想定している緊急対処事態

区分	想定される内容
①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所やダム等の破壊、石油コンビナート等の爆破 など
②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、列車等の爆破 など
③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射能の拡散、サリン等化学剤の大量散布 など
④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による自爆テロ など

【図3】避難



① 避難

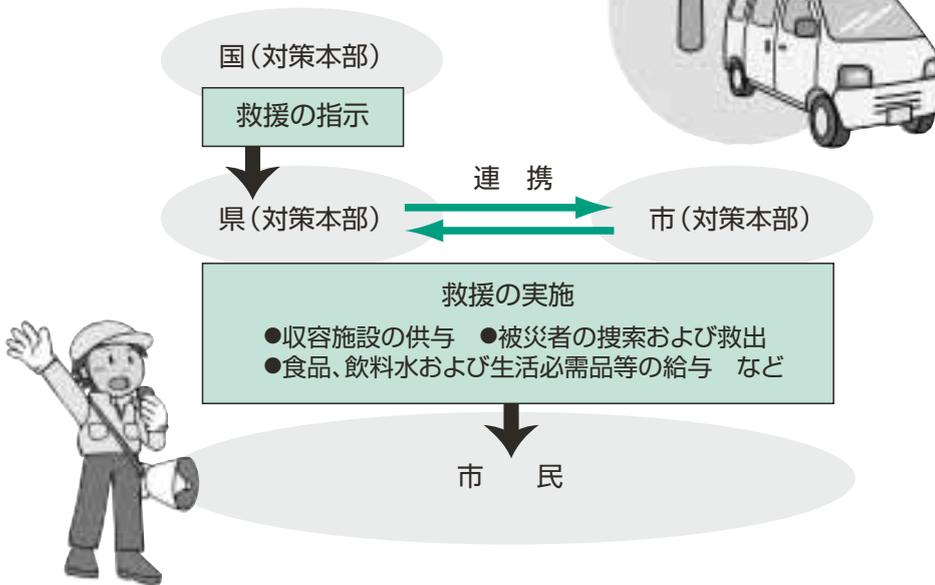
武力攻撃事態等の発生に伴い、県を通じて国の警報発令が通知されると、市はその内容をケーブルテレビ、防災行政無線等で市民・関係団体へ伝達します。また避難の指示の通知があつ

た場合には、市民・関係団体へ伝達し、避難誘導を行います。(図3)

② 救援

救援の指示があつた場合には、市は県および関係機関と連携して市民への救援を行います。(図4)

【図4】救援



③ 武力攻撃災害への対処

武力攻撃等による災害が発生した場合には、市は国や県と協力して、被害が最小となるよう対処します。(表2)

市はこの計画に基づき、国民保護のための措置を実施すると

ともに、武力攻撃災害の防止および防除に努めていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、計画の内容は市ホームページ上で公開しています。

■問い合わせ 総務課 行政係 (TEL) 20205

【表2】武力攻撃災害への対処

区分	対処の内容
退避の指示	武力攻撃災害に伴う危険回避のための市民に対する退避の指示
警戒区域の設定	必要に応じて設定した警戒区域内への市民の立入制限や禁止、退去命令
消防に関する措置	武力攻撃災害の防除、軽減のための消火活動、救助・救急活動 など
生活関連等施設の安全確保	生活関連等施設（発電所、ダム、鉄道施設等）の安全確保と警備強化、立入制限 など
核・生物剤・化学剤等の攻撃による災害の対処	国からの必要な情報の入手と原因物質の特定、被災者の救助活動 など